

平成 27 年第 3 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 27 年 9 月 9 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 11 時 30 分

議事日程

開会 平成27年 9 月 9 日 (水) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第 5 議案第 2 号 阿武町個人情報保護条例の全部を改正する条例

日程第 6 議案第 3 号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 4 号 阿武町公立学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 5 号 平成27年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)

日程第 9 議案第 6 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計補正予算(第 2 回)

日程第 10 議案第 7 号 平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
2 回)

日程第 11 議案第 8 号 平成 26 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第 12 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員 なし

代表監査委員 永 柴 義 廣

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	斉	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長（田中敏雄） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成 27 年第 3 回阿武町議会定例会の招集にあたり応招、ご出席を賜りありがとうございます。

過ぐる、8 月 25 日、県内を直撃した台風 15 号は、進路の状況から壊滅的な被害を及ぼしかねないと大変危惧しておりましたが、当町においてはそうした影響も少なく、水稻では秋の取り入れが始まり、農家の皆様にとりまして豊穰の秋となることを願っているところであります。

さて、今年は、1945 年、昭和 20 年、あの世紀の大戦の終結から 70 年の節目の年に当たります。国政においては、わが国及び国際社会の平和と安全を確保するための法律の一部を改正する法案、いわゆる安全保障関連法案の審議が大詰めを迎えておりますが、戦後 70 年の歩みは国民一人ひとりにとりまして、それぞれの置かれた環境により平和への思いや考え方も異なり、わが国を取り巻く安全保障関係は複雑に変化しているなか、今日法案に賛成、反対の議論がなされておりますが、法律は立法府における国会議員の最大の責務であり、法案の行方が注視されるところであります。

政府は、臨時閣議で地域経済の再生を通じた人口減少の克服をめざす当面の対策として、まち・ひと・しごと創生基本法 2015 を決定しました。これは、地方創生に意欲的な自治体に新型交付金を配分するほか、都市部の高齢者に地方移住を促す日本版 C C R C 構想や、官民一体で観光地と地域資源の一体的なブ

ランド開発をする日本版 BMO の形成などが柱となり、地方経済の低迷の背景には、東京圏、千葉、埼玉、東京、神奈川の 4 都県への若者の流出による人材不足や生産性の低さがあると指摘しています。基本方針の目玉となる新型交付金は、先駆的な取り組みを実施する地方自治体に自由度の高い予算配分を行うものであり、複数の自治体や官民が共同で実施する高齢者移住のモデル事業、少子化対策としては、地域単位で出生率や働き方の指標を作成するなど、交付金を配分した自治体には定期的に事業の進捗度を見直すプロセスの導入を求めているものであります。

当町におきましては、後刻、全員協議会で阿武町版地方創生総合戦略についての説明がありますが、地方においても事業に責任を持ち、その結果を出さなければならないといった、これまでとは異なった行政手法が求められることになり、執行部、議会、町民の三者が一丸となって取り組まなければ、町民誰もが豊かさを実感できる、小さくても個性が光る自立したまちづくりの創生は期待できないと思い、これまで以上に頑張りたいものであります。

さて、今期定例会に付議されますところの議案は、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを始めとする議案 8 件、全員協議会における報告 2 件と協議 1 件となっております。また、2 人の方から一般質問の通告がなされております。この 9 月定例会は、前年度各会計歳入歳出決算の認定があります。永柴代表監査委員には、決算議会でありますので、今期会期を通して出席についてよろしく願いいたします。

議員の皆様のご厳正公平な判断と、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日の出席議員は、8 人全員です。ただ今から、平成 27 年第 3 回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事

日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、委員会付託です。また、本会議終了後、現地踏査が行われる予定になっております。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる6月17日開催の平成27年第2回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

6月20日、東京ふるさと阿武町会の第2回大会が東京都港区のシーサイドホテル芝弥生で開催され、本職が出席しました。

また同日、水と命の講演会が萩市のサンライフ萩で開催され、小田副議長が出席しました。

6月23日、平成27年度萩阿武地区沿岸警備協力会通常総会が萩市役所大会議室で開催され、本職が出席しました。

また同日、平成27年度山口県萩地区暴力追放運動協議会総会が萩市役所大会議室で開催され、本職が出席しました。

6月27日、JAあぶらんど萩第9年度通常総代会が萩市の農協会館で開催され、小田副議長が出席しました。

7月7日、山口県町議会議長会7月定例会が道の駅阿武町ほかで開催され、本職が出席しました。

7月14日、2015国民平和大行進の出発式が役場本庁前で開催され、本職が出席しました。

7月26日、第21回奈古夏祭り日本海イカダ大会の開会式が道の駅阿武町海浜で開催され、本職が出席しました。

7月29日から31日にかけて、山口県町議会議長会の研修視察が佐賀県白石町及び長崎県小値賀町ほかで開催され、本職が出席しました。

7 月 30 日、平成 27 年度山陰自動車道（益田～萩間）整備促進期成同盟会総会が萩市の農協会館で開催され、小田副議長が出席しました。

また同日、平成 27 年度萩小郡間地域高規格道路整備促進期成同盟会総会が同じく萩農協会館で開催され、小田副議長が出席しました。

8 月 7 日、山陰自動車道の早期整備に関する東京要望活動が国土交通省ほかで行われ、本職が出席しました。

8 月 27 日、平成 27 年度町議会実務研修会が山口市のセントコア山口で開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりであります。

9 月 1 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

9 月 2 日から 4 日にかけて、各地区において敬老の日大会が開催され、議員各位、長寿に対する祝意を述べられたことは、ご高承のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長　ここで今期定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（中村秀明）　平成 27 年第 3 回阿武町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多繁の中、本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、朝晩は肌寒ささえ感じられる季節となりましたが、ここに来て、台風 18 号の動向が気になるところでありますが、先月 25 日には、台風 15 号が九州に上陸、さらにこの地域にも接近し、猛威を振るったところでありますが、最も心配をいたしました土砂災害につきましては、小規模な土砂崩れ等があった以

外は比較的軽微に済み、また一方で、作物被害も特に梨の落下、さらには福賀地区のコシヒカリの倒伏等が大変懸念されたところではありますが、この被害も比較的軽度であったと聞き、一安心をしたところでもあります。しかし、こうした中、議員各位も御案内のとおり、台風通過後に吹き戻しの風により国道 191 号の J R 宇田郷駅周辺において、越波やこれに伴う大量の砂利や石の飛散により、翌 26、27 日と 2 日にわたり全面通行止めとなる事態となったところでもあります。本日も議会終了後の現地踏査の前に当日の越波の状況をビデオで見させていただくこととしておりますが、木与～宇田間の洞門付近の崖崩れの問題と併せて、住民生活に大きな影響を与える新たな問題が発生したと認識をしているところでもあります。このことにつきましては、既に国土交通省との協議を進めているところではありますが、当面、浸食によりテトラポットが消失している部分の対策を講じるとともに、抜本的な護岸全体の保護対策、越波対策についても国土交通省に強く要望していきたいと思っている次第であります。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

先ず、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、につきましては、過疎計画に登載しております岡田橋団地の単身者用住宅について、定住促進対策としての位置付けを明示するように県からの指導がありましたので、これに伴い過疎計画の事業区分を変更するものであります。

次に、議案第 2 号、阿武町個人情報保護条例の全部を改正する条例につきましては、番号法の公布、施行に伴い、現行条例の用語、定義及び表現等を変更する必要が生じたための条例の全部改正であります。

次に、議案第 3 号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、番号法に基づく個人番号カードの交付が開始されるのに伴い、カードの再発行手数料等を定めるための条例の一部改正であります。

次に、議案第 4 号、阿武町公立学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福賀中学校の廃止及び阿武中学校への統合に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第 5 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）につきましては、今回の補正額は、1,839 万円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、29 億 7,952 万 3,000 円となるところであります。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、先ず、総務費につきましては、ふるさと寄附金の収入増に伴い、ふるさと振興基金への積立金、寄付に対する謝礼の商品代、さらにふるさと寄附のネット上での取り扱い業務の委託料をそれぞれ増額するとともに、来年 4 月からの福賀～奈古間のバス路線の新規開設に伴う栃原バス停の設置経費の新規計上、また番号法による通知カード、個人番号カードの発行関連事務委託料の新規計上ほかであります。

次に、民生費につきましては、身体障がい者の補装具支給費の実績に伴う増額ほかであります。

次に、衛生費につきましては、ごみ収集用ダンプの修繕料の増額計上であります。

次に、農林水産業費につきましては、イラオ山山頂付近の路網の整備並びに植栽等による景観整備に係る測量及び工事費の新規計上ほかであります。

次に、商工費につきましては、清ヶ浜海水浴場に配置する A E D の購入費負担金の新規計上であります。

次に、教育費につきましては、台風 15 号の際に倒伏した、福賀小学校の松の木の倒木処理委託料及び処理後の舗装費等の新規計上ほかであります。

次に、議案第 6 号及び議案第 7 号につきましては、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）ほか、特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第 8 号、平成26年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、につきましては、平成26年度阿武町一般会計歳入歳出決算を始め7つの特別会計につきましては、監査委員さんからの監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法の規定により、ご承認をお願いするものであります。ご審議のうえ、ご認定をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、全員協議会での全協報告第 1 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、につきましては、財政健全化法の規定に基づき、平成26年度決算における健全化判断比率等をご報告申し上げるものでございます。

次に、全協報告第 2 号、契約の締結について、につきましては、町の執行にかかる工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げるものであります。

次に、全協協議第 1 号、阿武町地方創生総合戦略について、につきましては、現在阿武町版地方創生総合戦略の策定に鋭意取り組んでいるところでありますが、その状況につきましてご報告なりご協議を申し上げます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において、7 番、長嶺吉家君、1 番、小田達雄君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 9 月 1 日に開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 9 月 17 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 9 日間と決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 2 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。最初に、4 番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○4 番 中野祥太郎 皆様、改めておはようございます。中野でございます。傍聴においでいただいた方には、日頃から議会に対してご理解、あるいはご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、暑かった真夏の猛暑も通り過ぎまして、日増しに涼しさを感じる季節となりました。阿武町においては、去る 8 月 25 日に、非常に勢力の強い台風 15 号が通過いたしました。幸いにも、越波による木与～宇田間の国道 191 号線が通行止めとなりましたが、2 年前のような大水害の、大きな災害もなく安堵しているところでございます。これから、稲刈りや梨などの収穫時期に

入り、今日まさに、本日東海地区に台風18号が上陸するようでございますが、台風などの自然災害に被らず、豊穰の秋でありますように期待するところでございます。

それでは、通告に従いまして、最初に山陰自動車道（益田～萩間）のルートについて質問をいたします。

国道191号線を生活道とする阿武町民にとっては、長雨、大雨による木与～宇田間の交通規制が、通勤、通学、通院、産業、物流などに支障をきたし、さらにこの度は越波の問題も発生しております。大きな問題となっております事は、ここで詳しく述べる必要もなく、町民全員の共通認識であります。特に宇田地区の皆様は、日常生活は無論のこと、災害時の避難に有効的な迂回路もなく特段の問題となっております。

この改善策として、かねてより、191号線の迂回道路としての山陰自動車道の整備について、山陰自動車道(益田～萩間)整備促進期成同盟会を主幹として、中村町長をはじめ多くの方々のご尽力をいただき、4月2日に行われた専門家委員による国土交通省中国地方小委員会、以下「小委員会」と言います。で審議され、事業着手の優先区間として木与付近5キロが選定されました。他にも、大井～萩間15キロ、田万川～益田小浜間の5キロも選定されております。6月30日の小委員会では、選定3区間の内まずは木与付近の計画段階評価の審議がスタートし、今後、再度住民アンケート調査や阿武町、萩市などから意見聴取され、どのルートを通るのか、トンネルや橋梁などを小委員会で議論され決定されるように聞いております。優先区間として木与付近が選定され、計画段階評価の審議もスタートしたことについては一歩も二歩も前進であり、大いに喜ばしく思っている次第でございます。

しかし、この山陰自動車道が阿武町民にとって生きた道となるのか、利用しづらい不便な道となるのかは、今後の進入道を含めたルートによって決ま

ってまいります。特に問題が大きい宇田地区に自動車道への進入道が付くのが重要視されてまいります。

従って、今後も、阿武町民にとって有効な自動車道となるよう、町全体が共通認識を持ち、一丸となって要望活動をする態勢が必要と思われま

そこで、次の 2 つのことについて町長の答弁を求めます。

1、山陰自動車道及び自動車道への進入道ルートは、自動車道全体のルート、国家予算や土質問題などで、必ずしも阿武町の要望通りのルートとは成り得ないと思いますが、阿武町としての構想ルートはどの様に考えておられますか。

2、山陰自動車道の要望活動は、既に活発に行われ、今後も継続されると思います。しかし、前回の住民アンケート調査の回答率は、他の自治体と比べると高かったものの、比率的には低かったと聞いております。これは、アンケートの実施や趣旨説明の周知が遅れ、町民あがての参加態勢が弱かったからと考えております。再度行われる住民アンケート調査については、アンケートの内容が不明ですが、恐らくルートの決定に大きく左右されるものと思われま

この対応として、事前に、自治会、企業、団体などにアンケートの実施や趣旨説明を充分周知し、町民一人ひとり、町を上げて要望活動に参加する態勢が必要であると考えますがいかがでしょうか。

以上で終わります。

○議長 ただ今の 4 番、中野祥太郎君の 1 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 4 番、中野議員から、山陰自動車道（益田～萩間）のルートについてのご質問であります。この山陰自動車道（益田～萩間）につきましては、議員ご指摘のとおり、去る 4 月 2 日に開催されました国土交通省社会資本整備審議会道路分科会の第 1 回中国地方小委員会において優先区間の絞り込みが行わ

れ、阿武町の木与付近、そして田万川から益田の小浜間、そして大井～萩間が選定をされたところでございます。この優先区間の絞り込みは、先日実施をされましたアンケート等の結果をもとに検討され、特に道路の課題が大きく緊急性が高い区間、また整備による早期の効果発現の区間が選定をされたところでございます。その後、6月30日の第2回中国地方小委員会で木与付近が計画段階評価の議題として上程され、今後の手続きの進め方、意見聴取の方法等について審議されたところでございます。そうした中で、まずは山陰自動車道のルート及び自動車道への進入道、いわゆるインターチェンジの設置位置についてのご質問であります。山陰自動車道のルートにつきましては、現時点では決定をされておりませんし、案についてもまだ不透明な状況であります。今後進められる、沿線地域や企業等へのヒアリング、またアンケート等の意見聴取により比較ルート案が検討され、それを小委員会において審議し、さらに比較ルート案に対する意見聴取等を実施する流れとなっているところであります。

町といたしましては、これまで国との協議等の中で、ルートにつきましては山間部ではなく、木与～宇田間の問題解消のために海岸部に近い場所に設置して欲しい旨を要望してきているところであります。そして今後のヒアリング等においても同じ要望をしていく所存であるところでございます。またインターチェンジの設置位置につきましても、ルートがどこになるかによって変わってくるというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても地域の実情、利用しやすさ等を考慮した位置を要望していきたいというふうに考えております。

次に、2番目の住民アンケート調査についてのご質問でございますが、前回のアンケート調査は、今年2月24日から3月17日まで実施をされておりまして、回収率は他の自治体よりは高かったものの、4割を切った数値で、回収率としては決して高くない結果であったところでございます。この要因のひとつとい

たしましては、高齢者にとってアンケートに書いてある字句が小さい、そして見えにくい。また内容も分かりにくかったとのご指摘をいただきましたので、このことを先日、山口河川国道事務所長と協議する機会があったわけですが、その協議の中でもこのことを指摘したところでございます。このことに対しまして、所長も今後のアンケートの内容は高齢者の多い特性を考慮し、シンプルな内容で回収についても方法を検討していきたいという旨の回答を得たところでございます。さらに 6 月 30 日に開催された第 2 回中国地方小委員会でもこの回収率について指摘がされておりました、今後アンケート調査が実施される場合は、議員からご提案がありましたように、事前にアンケートの趣旨説明を広報、防災無線等によりまして周知するとともに、自治会等にも協力をお願いして PR をしていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、国道 191 号の災害時の迂回路、地域産業の活性化等に欠かせない山陰自動車道（益田～萩間）の整備につきましては、宇田郷地区の住民のみならず全町民にとって大変重要な道路であります。従いまして、今後より一層オール阿武町で事業の推進を図っていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わります。

○議長 4 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（4 番 中野祥太郎議員「はい。」という声あり。）

○議長 はい、4 番。

○4 番 中野祥太郎 再質問とはちょっと違いますが、是非今発言いただきましたことを確実に実行して、あるいは大変今、要望活動で甚大なご尽力をいただいているわけですが、引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。以上です。

○議長 答弁は要りませんね。

(4 番 中野祥太郎議員「はい、よろしいです。」という声あり。)

○議長 それでは、4 番、続いて 2 項目目の質問を許します。

○4 番 中野祥太郎 続きまして、人口定住促進対策としての分譲宅地整備についての質問をいたします。

平成 26 年度の第 3 回定例会において、人口定住促進対策として近隣の自治体に先駆け、住宅取得時の助成や子育て支援の整備を行い、分譲宅地整備を積極的かつ早急に行えないであろうかといった一般質問をいたしました。

この質問に対しまして、美咲第 4 分譲宅地の完売と柳橋分譲宅地の早期の整備に全力を傾注していきたい。併せて、全国で行っている子育て支援措置などの先行事例を調査し、有効であれば転入奨励措置を前向きに検討したい旨の答弁をいただいております。

助成内容にはやや不満は残りますが、早々に住宅取得時の助成や子育て支援の整備を行なっておられます。しかし、残念ながら美咲第 4 分譲宅地の販売は芳しくございません。これは、近隣自治体の居住者からすれば、近隣自治体の地価が低下し、阿武町との宅地価格差が益々縮小してきていることや、阿武町、北浦地区での就業の場が少なく、所得も低いことも要因とされていると思われまます。また、近隣自治体外の居住者からすれば、政府が旗を振っております地域創生から、他の自治体の人口定住促進対策の取組によって、阿武町で住宅を建設するメリットが弱いからではなかろうかと思っております。

そこで、分譲宅地の利用を宅地の販売だけに留まらず、若い子育て家族の定住促進策として、まずは賃貸住宅で阿武町に住んでいただき、その後、賃借期間が一定期間満了した家族には、貸地、貸家は無償で譲渡する方法をとってはいかかでしょうか。もちろんこの契約には、賃貸時の年齢、家族条件や賃貸期間等を設ける必要があります。全国で既に取組まれている自治体もあり、条件として世帯主が何才未満、何才未満の子どもがいる世帯、20年から25年間住む

こと等の条件が付いております。さらに平等性を保つためには、条件を充足し、過去ある一定の期間内に阿武町に定住をされた世帯にも、契約を遡及する必要があるかもしれません。

単純に考えれば、一生阿武町に住み続けたい方で、住宅を建築する資金を持ち合わせていない方や、住宅ローンを借りることが出来ない方に、住宅資金を町が立替え提供する仕組み、あるいは、町営住宅を耐用年数までは賃貸収入をいただき、建物の耐用年数が過ぎれば償却するところを譲渡する仕組みでございます。このことで、阿武町に一生住み続けることを希望される家族の定住が、増えるのではなかろうかと思えます。

既存の町民には、無償で住宅をプレゼントする事には抵抗がありますが、阿武町においては、子育て家族の増加による活気、活力が生まれ、人口の増加により地方交付税も増えてまいります。また、無償譲渡した後には固定資産税の歳入増にもつながります。

いずれにせよ、地方創生の時代を勝ち抜くには、大きなリスクは排除しなければなりません。より有効な政策をより速く打ち出す必要があります。

今述べました分譲宅地整備について、次の 2 つのことについて町長の答弁を求めます。

1、美咲第 4 分譲宅地の販売状況と今後の販売計画。柳橋分譲宅地の整備計画並びに販売計画について。

2、今述べました、賃貸住宅の無償譲渡の取組について、お尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長 ただ今の、4 番、中野祥太郎君の 2 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 人口定住促進対策としての分譲宅地整備についてのご質問でござい

ますが、まずは、中野議員におかれましては、人口定住対策について各種のご提言をいただいております事に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、質問の 1 点目ではありますが、美咲第 4 分譲宅地の販売状況と今後の販売計画についてであります。ご承知のとおり美咲第 4 分譲宅地は 9 区画であります。昨年の 7 月から販売を開始し、現在まで 2 区画で販売し、住宅が 2 軒建っているところでございます。そして、今月に入りまして 1 件、宮崎県の方と契約をしておりますので、9 区画の内 3 区画が売れ、6 区画が残っていることとなります。ただ予算上は、今年度中に 4 区画分の販売を計画しておりますので、最低あと 3 区画は販売するように努力する必要があるというふうに思っております。

次に、これに対する販売 PR の取り組みについて、であります。昨年中は広報や防災無線による PR はもちろんですが、町内及び萩市をエリアとする北浦ウェブへの広告、また今年 7 月に、これも町内及び萩市のエリアのひと・まち・アピールへの広告を行いました。なかなか目立った反応がありませんでしたので、今年 7 月の初めにカラー版で、この分譲地の概要や住宅取得補助金を含む定住奨励金等の案内を載せたチラシを新たに作成し、新聞折込と同時に近隣の主立った設計事務所、それから工務店、またハウスメーカーに送付し、また 8 月に入りまして、県内の各住宅展示場にもチラシを持参し PR を行ってきたところであります。こうした活動が功を奏してか、問合せ等も増えてまいりましたが、最近ではハウスメーカーからの問合せや見学希望もあり、また直近では若いご夫婦からの問合せも寄せられておりますので、引き続き積極的な PR を進めて行かなければならないと思っております。

また、柳橋分譲宅地につきましては、御案内のとおり、町道長浜西ヶ畑線改良工事の残土を利用して平成 27 年度、今年度と来年度、28 年度で埋め立て造成をいたしまして、平成 29 年度より販売をする計画で事業を進めています。こう

した中、もう一点のご提案でございますが、1戸建ての賃貸住宅を建設し、子育て世帯等の一定の条件を満たす世帯が、20から25年程度そこに居住した場合は、その後はその土地と建物を無償で譲与する制度を考えてみてはどうかというご提案、ご質問でございますが、大変大胆な施策であり、また同様な制度を行っている自治体もあることは承知をしておりますが、行政が行う補助等につきましては、ある程度の政策目標を実現あるいは誘導するために行うわけでありますが、いつも問題になりますのが個人財産の形成に繋がる補助等の限界の問題であります。ここに、どこまでが許され、どこまでが限度であるかという明確なきまりはないわけでありますが、いずれにいたしましても社会常識的な限度があるというふうに思っているところであります。中野議員のご提案をそのまま実施するとした場合、例えば1戸2,000万円の住宅を建設し、家賃4万円で賃貸するとした場合、家賃収入で回収できる額は、20年で960万円、そして25年で1,200万円となります。従って、利子のことはさておいて、20年で1,040万円、25年で800万円の未回収部分が残る単純計算になり、これに300万円程度の宅地を含めて無償譲渡するとなれば、1,000万円以上の価値を特定の個人に譲与する計算になるところであります。人口1人が増えれば地方交付税がいくら増えるとか、譲与後は固定資産税収入が上がるかということとはいささか次元の違う問題であるというふうに認識をしているところでございます。そして、一般住民から見ても、また行政の公平性の観点から見ても、実質1,000万円近い価値を、いくら人口定住対策とはいえ、特定の個人に供与するということは、到底受け入れられる施策ではないというふうに思っておりますので、ご提案につきましては、やはり、なかなか現実的には難しいという結論に至るところでございます。

言い換えれば、現在本町で定住対策として、子育て世帯、新婚世帯等を対象とした取得価格の10パーセント、上限100万円の補助を行っており、Iターン

奨励金等も含めれば最大マックスで 230 万円の補助が受けられる仕組みとしておりますが、私はこの辺が限度ではなかろうかという認識でいるところでございます。

なお、この人口定住促進対策は本町の最重要課題の一つであります。従ってこのことは行政、議会、住民が町をあげて議論し、また色々な先行事例を研究し、色々なアイデアを出し合って今後も進めて行かなければ、一朝一夕に解決する問題ではありません。従いまして、中野議員におかれましては、これまでの経験を踏まえた中で、今後も色々なご提案をいただければ幸いと思う次第でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 4 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4 番 中野祥太郎議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、4 番。

○4 番 中野祥太郎 答弁ありがとうございました。今いただいた中で、まず私 1 つ思ったのは、美咲第 4 分譲宅地も芳しくないということで、今後柳橋がいくらかの販売計画なのか区画数がですね、ちょっと、はっきり聞いておりませんが、それにしても一番リスクとなるのが、ひょっとして売れ残った場合、遊休不動産となって処分に困るといったことが生まれないかということが一番前提にあげて、ちょっとこれを議題にしたものでございます。ということで、ひょっとして今、ただ利便性がちょっと違うよと、美咲第 4 分譲宅地と新しくやられる柳橋については違うということも分かるんですが、もし売れ残ったときに、こういう策も考えておいた方がいいんじゃないかならうか、ということからこういう提案をさせていただきました。それと、もちろん柳橋、やられるときには、今美咲第 4 分譲宅地を P R、一生懸命されておられますが、造った後に、整備した後に、消費者のニーズをよく心得ておられます民間企業等

に相談するのではなく、事前にですね、何区画にするとか、どのくらいの面積にするとかですね、そういった計画前からですね、そういう民間さんの方にも協議してもらおうようなものにしたらどうかという話です。以上 2 つについて、ちょっと前後しますが、再質問いたします。

○議長 はい、町長。

○町長 まず、1 点目の美咲第 4 分譲宅の売れ残った場合の対応でございますが、昨年の 7 月から売り出しております。今 1 年 2 カ月でございます。どの時点で売れ残ったかどうかという判断をするかという問題があるわけですが、社会通念上から考えますと、やはり 3 年程度経ちますと売れ残りというようなことも考えていかななくてはいけないんだろーと思っておりますけども、それはそれとして、売れ残った場合にはそれなりの対応をしていくことが必要だろーというふうに思っております。今私の考えの中では、考えているわけですが、それを現実的に実施をするとなると、やはり 3 年、5 年後の先の話でございますから、またそれまでに柳橋の方の販売も始まりますから、状況も変わってくるんだろーと思っておりますが、またそのことを踏まえた中で検討をしていきたいというふうに思っております。

それと 2 点目の柳橋の宅地造成であります。これにつきましては平成 29 年度くらいから販売を開始したいと思っておりますが、区画はどの程度になって、価格はどの程度ということは、今から、28 年度に決めていかななくてはいけないわけでありませうか、公でございますので、その地価、土地の価値を反映する価格で設定していかななくてはいけないというふうに思っております。税の方の価格等も設定されているわけでありませうので、そういったこと、色んな面を考慮しながら価格の決定をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長 4 番、再々質問がありますか。

(4 番 中野祥太郎議員「ごさいません。」という声あり。)

○議長 再々質問が無いようですので、これをもって 4 番、中野祥太郎君の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩いたします。

休 憩 9 時 48 分

再 開 9 時 56 分

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

○議長 次に 3 番、白松博之君、3 番については、自席より一般質問を行ってください。

○3 番 白松博之 この場からの質問をお許しいただきありがとうございます。それでは私は、バスの運行時間と住民サービスについて質問させていただきます。

人口減少と高齢化、また自家用車の普及により、地域の足として守られてきた公共交通機関であるバス利用は大幅に減少し、行政による補助金の投入がありながらも、なお赤字路線となり、便数の削減や廃止を検討せざるを得ないのは、過疎地域を抱えた行政にとって、共通の課題だと思います。

しかし、安易な便数削減や廃止は、交通弱者といわれる高齢者や通学に欠かせない生徒、学生にとって、ますます暮らしにくい地域となり、過疎化に拍車をかける大きな要因となってきます。阿武町においてもその影響を大きく受けているのが、福賀地区、宇田郷地区だと思います。

宇田郷地区は現在町営コミュニティーバスが、奈古、阿武町道の駅から、惣郷川尻間を運行していますが、はたして利用者の要望を取り入れた時間割なのでしょうか。先日も利用者から、萩市などへ通院や買い物のため道の駅

に降りると、出発までに 4 分から 5 分しか時間がない。だからトイレにも行けない。この時間割は、行きも帰りも一緒に、道の駅で買い物もできない。と、切実なご意見をいただきました。確かに時刻表を見ると、到着後 4 分から 5 分というのは、一見乗り継ぎが非常に良いように思いますが、地域の足として利用をされている住民にとって、この僅かな乗り継ぎ時間では、トイレや道の駅で買い物をするにはできません。是非このようなニーズにも配慮した 10 分から 15 分程度の余裕のある時間割にさせていただくことはできないでしょうか。

次に、福賀地区の方が利用されているバスですが、対象者が萩市の高校に通われる生徒さんや、買い物、通院などで利用される主に高齢者の皆さんです。通学については、学校の始業時間やクラブ活動を終わって帰る帰宅時間に配慮した運行時間は組めないものでしょうか。また、終点の学校前バス停から上の方が利用しやすいように、町営コミュニティーワゴンとの連絡は組めないものでしょうか。

バスの運行時間が 28 年 4 月から大幅に変更されるとお聞きしましたが、どのように変更されるのか、また、28 年度からいよいよ中学校の統合もスタートしますが、これらも併せて、どのような運行状況になるのかお聞かせください。

また、今回のような大幅な運行時間の変更に対して、通学対象者については、9 月 1 日に現在通学をしておられる保護者と、来年度通学予定の保護者との話し合いが持たれたことは、執行部に対し感謝をいたします。しかし、利用をされる住民との話し合いや説明会を持たれる予定はないのでしょうか。全国で同じような人口規模や条件下にある長野県中川村や宮崎県三股町、徳島県上勝町などは、いずれも地域の实情に合ったユニークな取り組みをしておられます。それぞれの地域が地域にあった交通手段の確保に至るまで、住

民との話し合いが、何度となく持たれていることが、3 地域の共通している点でした。第 6 次阿武町総合計画にも、阿武町の将来像、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町とありますように、住民サイドに立ったきめ細かな配慮をお願いします。以上で質問を終わります。

○議長 ただ今の 3 番、白松博之君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3 番、白松議員のご質問にお答えいたします。

具体的内容に入る前に、本町におけるバス体系についてご説明をしておきますが、まず、防長バスの萩商工高校前～奈古駅前間の路線バスが 1 日 10.2 往復あります。0.2 の端数があるのは、日曜日、祝日運休便があるためであります。次に、萩センター～大井経由宇生賀間の路線バスが 1 日 5 往復あります。そして町単独での道の駅～惣郷間のいわゆる町営バスが 1 日 5 往復となっております。因みにこれにかかる経費、町の持ち出しであります。補助や運賃収入を除いた実質の持ち出しは、萩商工高校前～奈古駅前間が年間で約 30 万円、萩バスセンター～大井経由宇生賀間が年間で約 600 万円、道の駅～惣郷間のいわゆる町営バスが年間で約 1,200 万円となっているところであります。

そこで、ご質問の 1 点目の萩からの路線バスと、道の駅～惣郷間のいわゆる町営バスとの乗り換え時間の件であります。このご指摘の内容は、萩から防長バスで道の駅まで帰り、道の駅で惣郷行きの町営バスに乗り換える際に乗り換え時間が短く、トイレや買い物ができないと意見があるとのことでもあります。実は、この件につきましては、数ヶ月前であります。宇田郷地区の自治会長さんの方からも、多分同じ方だろうというふうに思いますが、宇田郷地区の利用者からそういった意見を町に伝えて欲しい旨の依頼があったので伝えておくと

の連絡をいただいたところでございます。具体的に申し上げますと、通院や買い物の帰りに、萩センター発 11 時 35 分のバスに乗った場合、道の駅に 12 時 07 分に到着いたしますが、これに接続する惣郷行きの町営バスが 12 時 11 分発となっておりますので、間が 4 分しかないので、トイレや買い物の時間がないので乗り換え時間の余裕が欲しいとのことでありました。早速詳しい状況を調査し、防長バスと協議をいたしました結果、年度途中での変更は難しいけれども次回の改訂時期には、その辺は考慮して年度内に開催する地域公共交通会議の議を経て、具体的には来年の 4 月から、乗り換え時間を現在の 4 分から 15 分に延伸するよう申し合わせているところであります。ただ、敢えて申し上げますと、バスや汽車の乗り換え時間というものは大変難しいものでありまして、ある人にとっては間で買い物や食事がしたいのである程度余裕が欲しいという人もあれば、またある人にとっては逆に早く行きたい、あるいは帰りたいので時間はなるべく短い方が良いとか、人によって色々な事情や思いがありますので、一概にどういう時間設定が適切かということは大変難しい問題であります。従って、最大公約数を参酌し、最終的には町の方で決めていかなければならないと思っております。

次に、福賀地区へのバス便の件であります。このことにつきましては町政懇談会や議会の席でも何度か要望等もあったと記憶しておりますが、福賀から奈古への直通便を是非運行して欲しいとの要望であります。御案内のとおり、以前は防長バスの萩～奈古河内経由宇生賀便の路線バスが運行していた経緯がありますが、慢性的な大きな赤字補填が続く中で、平成 13 年 9 月をもって、これが路線廃止となり、現在は福賀～奈古間のバスは運行していないのは、御案内のとおりで

あります。こうした中、以前から直通便の復活の要望に加え、道の駅のリニューアル等々も相まって、福賀～奈古間の路線バスの開設の要望が一層強くなり、また必要性も大きくなってきたところでもあります。さらに来年 4 月からの福賀中学校の統合によるスクールバスにつきましても、土曜日、日曜日、祝日等の日、また夏休み期間中などはスクールバスは運行しませんので、クラブ活動等についての足の確保、必要性も生じてまいります。また福賀方面から奈古高校へ通学便の確保は高校の存続にも影響があるというふうに思っております。従いまして、町といたしましては、この際福賀～奈古間のバス便を町の単独路線、いわゆる町営バスとして新たに開設することとしたところがあります。具体的には、この便は惣郷便と同じ 1 日 5 往復で、福賀小前から河内を経由し、奈古駅前を通り、道の駅を終点とするものであります。ただし、始発及び最終便は現行どおり宇生賀とする便を想定をしているところでもあります。なお、これにかかる経費につきましては、惣郷便が先ほど申しあげましたように、年間約 1,200 万円ありますが、新たな福賀のバス便につきましては、これの約 1.5 倍の 1,900 万円程度かかるとみているところでもあります。従いまして、現在の大井経由萩バスセンター便につきましては、年間約 600 万円の持ち出しがありますので、新たなルートと平行して維持することは困難でありますので、新たなバス便の運行を始める来年の 4 月からは廃止をすることとしているところでもあります。そこで、現在検討しております新たな福賀～奈古間のバス便の概要と利用する高校生の件であります。現在福賀から 5 人の高校生が萩方面にバス通学をしておりますが、この時間帯が、宇生賀発が朝 6 時 39 分、福賀小前が 6 時 50 分、これが大井を経由し萩バスセンター着が 7 時 58 分で、ここから自転車で高校に向

かうのが一般的であります。また帰りにつきましては、萩バスセンター発が午後 6 時 15 分で、大井経由で福賀小前着が 7 時 23 分、宇生賀着が午後 7 時 34 分となっています。これに対して、新たな高校生の通学は、町営バスで奈古に出て、奈古から J R 萩商工高校前行きの路線バスに乗り換えることとなりますが、考えられるパターンといたしましては、宇生賀発が現在と同じ午前 6 時 39 分、福賀小前も同じで午前 6 時 50 分、これが河内を経由し奈古駅前着が午前 7 時 22 分、ここから奈古地区の高校生と全く同じであります。J R 奈古駅発午前 7 時 27 分の列車に乗り換えて東萩駅着が午前 7 時 44 分で、駅から学校まで自転車で行くことが想定されます。このパターンの場合は、福賀からの出発時間は現在と全く同じで、奈古で J R に乗り換えますが、学校への到着時間は現在より若干早くなると思われ、例えば萩高校への通学であれば、現在が 8 時 08 分ですが、8 時 04 分頃には到着するシミュレーションとなるところであります。

次に、クラブ活動等終わって夕方の帰りの便であります。現在は萩バスセンター発午後 6 時 15 分のバスで大井を経由し福賀小前着が午後 7 時 23 分、宇生賀着が午後 7 時 34 分ですが、新たな体系でのシミュレーションでは J R 東萩駅発が午後 6 時 18 分の列車に乗り、奈古駅着が午後 6 時 35 分、ここで町営バスに乗り換えて奈古駅発が午後 6 時 40 分、河内を経由し福賀小前着が午後 7 時 12 分、宇生賀着が午後 7 時 23 分となり、現在より 11 分早く着くこととなります。

従いまして、途中の乗り継ぎという手間は生じますが、時間的には行きも帰りも短縮されることとなります。

次に、通学にかかる経費について触れておきますが、現在福賀地区のバス通の高校生の多くが、学期毎の学生フリー定期券を利用してお

り、年間合計の通学にかかるバス代は 21 万 5,100 円で、月平均に直しますと月額 1 万 7,925 円になります。これに対し新たな町営バスと J R の組み合わせになりますと、バス代が年間 15 万 4,200 円、J R 定期代が年間 5 万 5,620 円、合計で 20 万 9,820 円、月平均に直しますと月額 1 万 7,485 円となり、現在とほぼ同額か、あるいは若干安くなると試算をしております。

なお、今は高校生のことを申し上げましたが、例えば一般の方が通院や買い物等で萩に通う場合、現在は宇生賀から萩バスセンターまでが片道で 1,520 円、往復で 3,040 円かかっておりますが、これが新たな体系では、福賀～奈古間が片道 300 円に設定した場合、往復で 600 円、奈古で萩センター行きの防長バスに乗り換えた場合が片道 390 円ですから往復で 780 円、つまり現在と全く同じ宇生賀から萩バスセンターが往復で現在の半分以下の 1,380 円となり、差引 1,660 円安くなることとなります。また、これが奈古で J R に乗り換えた場合は、東萩駅までの片道が 240 円でありますので、往復で 480 円ですので、宇生賀から東萩駅までの往復で現在の 3 分の 1 程度の 1,080 円となり、差引 1,960 円安くなることとなります。従いまして、単純比較はできませんが、福賀地区の一般利用者の負担からいいますと、大きな負担の軽減に繋がると思っております。なお、こういった変更につきましては、道路運送法に基づいて地域公共交通会議の議を経て、中国運輸局に申請し、認可されることになっているところでございます。従いまして、本町におきましては、今年 6 月 22 日に今年第 1 回目の阿武町地域公共交通会議を開催し、先ほどからあります萩センター～大井経由宇生賀便の廃止、そして 2 点目が福賀小前～河内経由奈古便の新設、3 点目が福賀小前～河内経由奈古便の新設に伴うコミュニティーワゴンの河内

便の廃止と宇久便の新設について協議をし、了解を得たところでありますし、現在の案につきましては、その時の意見を加味した内容となっているところでございます。因みに委員につきましては、これも法に基づいて町長、国土交通省中国運輸局山口運輸支局長、一般乗合旅客自動車運送業者として防長交通、一般貸切旅客自動車運送業者として萩近鉄タクシー、社団法人山口県バス協会、住民の代表として各地区からの議員、そして利用者の代表として特に影響の大きい飯谷、上笹尾、下笹尾、宇生賀中央及び河内のそれぞれの自治会長、一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体として私鉄中国労働組合防長交通支部、そしてオブザーバーとして県の交通政策課の参加を得て、それぞれが所管する事務についての法的適合性、妥当性も含めた判断の中で協議若しくは意見聴取、意見交換をした中で決定であります。なお、今後細かい運行時間、経路等さらに帰りの午後便に接続するコミュニティーワゴン新設等の詰めを行い、町民へは遅くとも 12 月には周知できるように調整を進めていきたいと考えておりますが、これがより具体的になった段階で、運行開始までにはもう一度、利用者の代表等を含めた地域公共交通会議を開催し、正式な機関決定をすることとしているところでございます。

最後に、白松議員ご提案の、住民との話し合い、説明会の開催につきましては、先ほどから申し上げておりますように、地域公共交通会議を開き、関係機関だけでなく住民代表、利用者代表も含めた意見聴取の機会を設けているわけでありまして、先ほどの乗り換え時間の長い短いの問題のように、利用の仕方によって利害が相反する点も生じる事項もあり、声の大きい方が通るとということにもなりかねませんので、ここは行政として最大公約数を参酌し、法に定める手続きに基づ

いて物事を進めることが肝要であると考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番 白松博之議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、3 番。

○3 番 白松博之 確かに住民の足であるバス路線の維持ということは、多額の費用がかかるということは住民誰も承知のうえだと思います。何が何でも続けて欲しいというふうなことではないとは思いますが。

もう少し、この様な確定した数字が出る前に住民の声を聴くということではできなかったのかというふうに思うわけでありまして。特に、今説明があったように、関係地区の自治会長さんには説明があったようではございますけれども、それがどのように地元の住民の方に徹底したのか、その辺のところも是非住民の方に、地域の皆さんの納得していただくということが、まず大事ではないかというふうに思います。それから、コミュニティーワゴンとの連携についても是非、その辺のところもしっかりと協議をして欲しいというふうに思います。それから、栃原のバス停が現在の位置よりも新生側に移動するというふうにお聞きしましたが、停留所の設置はもちろんのことですが、外灯などは設置されるのでしょうか。それから、料金の支払いが、毎回現金で 300 円を支払うというふうにお聞きしましたが、これは定期券とか回数券を利用するということではできないのでしょうか。それからまた、中学生の料金体系はどのようになるのでしょうか。萩市は、紫福から福井に通うバスについては無料だと聞いておりますが、阿武町はどのようにされるのでしょうか。私もかつて定住アドバイザーとして多くの定住希望者の相談に乗ってまいりました。その時には必ず、福賀地区に定住される方には、診療所があって保育園があって中学校まである住み

良いところですよ、というふうなことを説明してまいりました。そして小さな行政だからこそお互いの顔が見えるというふうなことが、皆さんの色んな相談に乗っていただけるんですよ、ということを強調してきたつもりです。今回のように、決めてから従っていただくではなく、是非事前の話し合い、そして同じ結果としても、そのことが住民が納得し、そして行政との協力体制ができるんじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長 はい、総務課長。

○総務課長 大きく 4 つあったというふうに思います。まずコミュニティーワゴンとの連絡の件であります、これは今後詰めていかなければならないというふうに思っておりますが、少なくとも、今福賀地区のコミュニティーワゴン 3 便あるというふうに思っております、各地区に週 2 回廻っておりますが、これにつきまして、午後の便ができるということになりますので、午後萩の方から帰ってきたときに、今はその便はありません。概ね午前中で終わっておりますけれども、これらに対応したコミュニティーワゴンの増便、午後の便を 1 便つくりたいということで、今検討している最中でありまして、それから栃原のバス停、ここが一般住民の方、それから中学生のスクールバス、これら辺りの集合点といいますか、ハブに、いわゆる結節点になるわけでありまして。現在は、福田の方から行きますと、笹尾の方に向かってバスは出て行く訳ですから、今の栃原のバス停の前を通る訳ですけれども、今度はその交差点を、福田から行きますと、右に曲がって田平の方に曲がりますので、あのバス停は使えない、前を通らないバス停ということになりますと、当然ハブとなるバス停は、ちゃんとしたものを造ってあげなきゃいけない、ということになります。ですので福田寄りに、これは法的に交差点から 30 メートル以内には新たなバス停は設置してはいけない事になっておりますので、丁度 30 メートルを 1 メートルか 2 メートル過ぎるころになるかと思いますが、そこら辺りに、ちょっと広がって

おります、路肩が、ですのでバス等がちょっと寄せるにも大変便利が良いということで、新たなバス停を福田寄りの、反対側に造っていく、交差点から上手に造っていくということで、既に準備作業、それから私どもと萩の警察署、萩の土木さん、これも含めた中で、三者で立会をして、現地踏査も行いまして、警察の方からも、そこであれば良かろうというふうな一応の了解は得ておりますし、土木の方とも話し合いは付いております。それから、さらに一部田んぼの畦畔、個人の田んぼの畦畔も利用させていただくということで、その田んぼの持ち主の方にも、一応その畦畔を利用させていただくことについて了解を得ているということでありまして、さらに先ほどの外灯のお話であります、特に冬場は、朝、福賀小前が6時50分、宇生賀が6時39分でありますので、暗いことも考えられますし、また帰ってくる時に暗いことがあるということがありますので、外灯等につきましては、是非考えていきたいと、やるようにしております。それからバス代300円のことではありますが、基本的に300円は、片道300円ということで検討したいというふうに考えておりますけども、バスカードというものがありまして、これが1,000円、3,000円、5,000円というものがあります。これが使えるようになっておりますので、例えば5,000円のバスカードを買いましたら、5,750円分の、13パーセントの割引ですが、このバスカードが使えるようになっておりますので、その度毎にコインを入れるということではなしに、バスカードを買っていただければ、13パーセント割引でそれに乗れるということでもあります。それから中学生の料金であります、これは一般と同じで、当然中学生であっても、中学生以上は一般的には大人料金ということになりますので、300円となりますが、ただしスクールバスの関係もありまして、例えば休みの時に学校行事とか、宇田と同じですね、宇田がそういうことになっておりますが、休みの時に学校行事、クラブ活動、そういったことについてはパス券が、無料のパスがありますので、これを利用していただく。自分で遊び

の時は、これは一般の常識として大人料金を払っていただく、そういうふう
考えております。以上です。

○議長 3 番、再々質問はありますか。

(3 番 白松博之議員、「ありません。」という声あり。)

○議長 再々質問がないようでありますので、3 番、白松博之君の一般質問を
終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しまし
た。

日程第 4 議案第 1 号

○議長 日程第 4、議案第 1 号から日程第 11、議案第 8 号までの 8 件を一括議
題といたします。

まず、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について執行部
の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてをご説明いた
します。

本案件につきましては、今年度建設を予定しております岡田橋団地の単身者
用の住宅について、過疎債の対象とするために過疎計画に登載しておりますけ
ども、県から、定住対策の一環として集落整備における定住促進住宅の位置付
けを明示すべきとの指摘がありましたので、これに伴い過疎計画の事業区分を
変更するものです。

内容といたしましては、新旧対照表にありますように、自立促進施策区分の 3、生活環境の整備の(7)その他の岡田橋団地単身者用住宅整備事業、1棟3戸としておりますのを、変更後は、自立促進施策区分 8、集落の整備の(3)その他で、定住促進住宅建設事業、岡田橋団地単身者用住宅 1 棟 3 戸というふうに変更するものであります。以上です。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町個人情報保護条例の全部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 2 号、阿武町個人情報保護条例の全部を改正する条例をご説明いたします。

本条例につきましては、国において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですけれども、これの公布、施行に伴いまして、これを引用しております阿武町個人情報保護条例に特定個人情報、保有特定個人情報といった新たな項目を定義するとともに現行条例中に公文書と一括りにしてありますものを、行政文書と保有個人情報に使い分ける必要が生じたため条例を全部改正するものであります。

それでは条文を追って内容をご説明いたします。

まず第 1 章、総則ですが、第 1 条は目的ですけれども、この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示及び訂正等を求める個人の権利を明らかにし、個人の権利利益の保護等による基本的人権の擁護に資することを目的とする、としております。

第 2 条は定義で、第 1 号は、個人情報とは生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいうこと。2 号は、実施機関とは町長、教育委員会以下記載のとおり機関であること。3 号は、事業者というのは事業を営む法人その他の団体及び事業を営む個人。それから 4 号は、行政文書とは行政機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、

または取得した文書、図画、電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいうこと。第 5 号は、保有個人情報とは実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、または提供するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。第 6 号は、特定個人情報とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいうということ。第 7 号は、情報提供等記録とは番号法の第 23 条第 1 項及び第 2 項、つまり新たに設置される情報提供システムネットワークへの照会及び提供等の記録に関する個人情報をいうこと。第 8 号は、保有特定個人情報とは実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、または提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの。第 9 号は、電子計算機処理とは、電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力またはこれに類する処理をいうこと。次のページをお願いします。第 10 号は、本人とは個人情報から識別され、または識別されうる個人をいうことを定義しております。

第 3 条から第 6 条は、実施機関等の責務の規定ですが、行政機関である実施機関、個人情報を取り扱う事業者、町民及び出資法人等、それぞれ個人情報の重要性を認識し、保護する責務を有すること及び保護に対する努力の義務の規定であります。

次に第 2 章、実施機関における個人情報の保護、第 1 節、実施機関の義務ですが、7 条から 20 条に渡って、実施機関の義務として取り扱ってはならない個人情報、個人情報取扱事務の登録すべき内容及び個人情報事務登録簿の取扱方法、情報収集の方法と制限、保有個人情報、保有特定個人情報の利用及び提供の制限、コンピュータ等を利用する際の結合の制限、個人情報の漏えいやき損、

滅失を防ぐための安全性の確保、保有個人情報については正確、安全かつ最新なものに保つ義務、個人情報を取り扱う事務従事者の守秘義務及び不要な情報の廃棄、苦情処理についての規定です。なお詳細については、説明は省略させていただきます。9 ページをお願いします。

第 2 節は、開示、訂正及び利用停止の請求権で、第 21 条から 42 条までにつきましては、開示、訂正及び利用停止の請求権として、保有個人情報の開示、開示請求の手続き方法、実施機関の保有個人情報の開示、不開示の制限、決定方法、保有個人情報の訂正請求に関する手続き、決定方法、保有個人情報の利用停止請求手続き、決定方法等についての規定です。これにつきましても細かい内容の説明は省略させていただきます。17 ページをお願いします。

第 3 節、不服申し立てですが、第 43 条から 47 条につきましては、審査会への諮問等についての手続き規定です。不服申し立てで、開示、訂正、利用停止の請求に係る決定について、行政不服審査法による不服申し立てがあった場合、特定の決定をした場合以外は、阿武町情報公開審査会に諮問し、決定または裁決を行わなければならない旨の規定及び審査会の調査権限、意見陳述、提出資料の写しの閲覧等に関する規定であります。18 ページをお願いします。

第 4 節、適用除外ですが、第 48 条では、統計法に定める統計に係る個人情報については、この条例の適用除外である旨等の規定であります。

第 3 章、事業者における個人情報の保護、第 1 節、事業者に対する指導助言等ですが、第 49 条は、事業者に対する指導助言等で、町長は、事業者に対して個人情報の保護のための措置ができるように指導助言等の必要な措置を講じなければならない旨の規定です。19 ページをお願いします。

第 2 節、苦情相談の処理ですが、第 50 条は、苦情相談の処理の規定で、事業者の個人情報の取扱に対する苦情処理、苦情相談及び処理に関しての手続き処理規程です。

第 51 条は、国及び他の地方公共団体との協力ですが、個人情報取扱に関し、必要があると認められるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、被要請団体等はこの要請に応じる旨の規定です。

第 52 条は雑則で、運用状況の公表、第 53 条は、必要事項の委任についての規定。

次に第 5 章、罰則ですが、第 54 条から第 58 条までにおいて、職員若しくは職員であった者が、電子データ等による個人情報を提供した場合や利益を目的に提供や盗用したとき、また職権を濫用し情報を収集したとき、さらには情報を漏えいしたとき、また不正に情報の開示を受けたとき等の罰則の規定です。

なお、この条例の施行は、番号法の施行日に合わせて、本年 10 月 5 日としております。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 21 ページをお願いいたします。議案第 3 号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

番号法が公布され、国民一人ひとりに 12 桁の個人番号が、法人には 13 桁の法人番号が付けられることとなります。平成 27 年 10 月 5 日から番号法の通知カードが通知され始めまして、平成 28 年 1 月 1 日から、本人の申し出により、顔写真付きの個人番号カードが交付されることとなります。いずれのカードも、初回の交付につきましては、費用はかかりませんが、紛失等された場合は、再交付については手数料がかかることとなります。

本条例の改正内容につきましては、23 ページ、新旧対照表によって説明をいたします。改正部分は下線を引いてありますが、現行の下線部分を改正の下線部分に改めるものでございます。

第 1 条は、番号法の通知カードの再交付手数料を、1 枚 500 円とするものでございます。なお、平成 27 年 10 月 5 日からは 23 ページのとおりとなります。24 ページをお願いいたします。

第 2 条は、番号法の個人番号カードの再交付手数料を、1 枚 800 円とするものでございます。

第 3 条は、個人住民基本台帳カードを、平成 28 年 1 月 1 日から発行しないこととなりますので、手数料を削るものでございます。

なお、平成 28 年 1 月 1 日からは 24 ページのとおりとなるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 4 号、阿武町公立学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 25 ページをお願いします。議案第 4 号、阿武町公立学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、阿武町立中学校、具体的には福賀中学校と阿武中学校との統合に伴うものです。統合につきましては、昨年、平成 26 年 2 月の教育委員会議におきまして、福賀中学校を平成 3 月 31 日をもって廃止し、同年 4 月 1 日に統合を行うということで決定をしているところであります。その経緯につきましては、これまでの議会特別委員会等で説明をして参ったところであります。今後、県教育委員会に対し、学校廃止等の手続きを行う必要があることなどから、今般条例改正をお願いするものです。

それでは、条文の改正内容につきましては、26 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 3 条の表中、中学校の項の、福賀中学校の項を削り、阿武中学校の項の設置区域に、福田下、福田上、宇生賀を加えるものです。

それでは、前のページに戻っていただきまして、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 5 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 27 ページです。議案第 5 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）について、ご説明いたします。今回の補正は、予算総額に 1,839 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 29 億 7,952 万 3,000 円とするものです。以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。

8 ページ、2 款総務費から、総務課長。

○総務課長

（総務課長、一般管理費、基金積立金、情報政策費、企画総務費について説明する。）

○議長 続いて、住民課長。

○住民課長

（住民課長、賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○議長 続いて、総務課長。

○総務課長

（総務課長、山口県議会議員選挙費について説明する。）

○議長 続いて、民生課長。

○民生課長

（民生課長、社会福祉総務費について説明する。）

○議長 続いて、住民課長。

○住民課長

(住民課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

○民生課長

(民生課長、児童福祉総務費、母子健康センター費、保健事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、漁港管理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、観光費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長

(教育委員会事務局長、学校管理費、教育振興費(小学校費)、教育振興費(中学校費)、町民センター費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入の説明をお願いします。4 ページ、12 款、使用料及び手数料から、総務課長。

○総務課長

(総務課長、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 6 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 28 ページをお願いいたします。議案第 6 号、平成 27 年度

阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に 294 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 7 億 742 万 4,000 円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 7 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 29 ページをお願いいたします。議案第 7 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に 204 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 6 億 5,631 万 1,000 円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 ここで会議を閉じて、10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 59 分

再 開 11 時 09 分

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案説明を続行します。

○議長 次に、議案第 8 号、平成 26 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 30 ページをお願いします。議案第 8 号、平成 26 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、をご説明いたします。

本案件につきましては、平成 26 年度の阿武町一般会計及び 7 つの特別会計の決算について、監査委員さんからの監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により認定をお願いするものであります。

なお、各会計の決算及び監査委員さんの決算審査意見書、そして主要な施策の実績につきましては既にお手元にお配りしているとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長 以上で、議案説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出がありますので、これを許します。永柴代表監査委員、ご登壇ください。

○永柴義廣代表監査委員 それでは、お手元にお届けをしております平成26年度阿武町一般会計及び7つの特別会計の決算審査意見につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付されました平成26年度阿武町一般会計及び7つの特別会計歳入歳出決算、各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は、次のとおりであります。

審査の対象は、平成26年度阿武町一般会計歳入歳出決算並びに平成26年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算ほか6つの特別会計でございます。

次に、審査をしました期間ですが、平成27年8月24日から28日までの5日間、実質3日間でございますが、これをかけまして慎重に審査をいたしました。

続いて、2ページをお願いいたします。審査の方法であります。町長より提出された各会計の決算は、予算現額及び収入支出済額については歳入主計簿、収入命令、調定簿、歳出主計簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等により、財産等については、財産台帳、備品台帳、証券類等によりまして審査をいたしました。

経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿等により審査をするとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、かつ合理的であるかにつ

いて審査をいたしました。

審査の総括意見でございますが、平成 26 年度阿武町各事業及び会計につきましては、4 月に監査方針を策定いたしまして、阿武町の事務及び事業の執行全般を対象といたしまして、経済性、効率性、有効性の観点等について、1 点目といたしまして、各出先機関と各課の定期監査、2 点目として、現場の工事監査、3 点目といたしまして、財政援助団体の等の監査、4 点目といたしまして、例月出納検査等は 1 年を通して行い、また、決算審査につきましては、先ほど申しましたが、8 月下旬に集中的に行いました結果、証拠書類等はよく整理されており、22 年度より導入された財務会計システムにより、出納室の計数は、指定金融機関の山口銀行との日計照合が随時できることによりまして、その計数は正確であり、過誤はなく、また、各種事業の執行についても適法かつ適正に処理されていることを確認いたしました。

次に、一般会計及び 7 つの特別会計の歳入歳出の決算状況は、2 ページの表のとおりでございます。一般会計及び 7 つの特別会計を合算した歳入決算額は 49 億 5,028 万 5,827 円で、歳出決算額は 44 億 4,532 万 7,985 円となり、歳入歳出差引額は 5 億 495 万 7,842 円となりました。全ての会計の予算に対する収入率は 101.2 パーセント、執行率は 90.9 パーセントであります。執行率につきましては、一般会計では繰越明許費を加味すると高い数値を示しており、特別会計においても全体的に収支の均衡が保たれています。予算の計画的かつ効率的な執行に対する配慮が伺われ、行政水準の確保向上が図られており、その努力が伺われます。

次に、一般会計から特別会計への繰り出し状況は、3 ページの表のとおりでございます。一般会計から特別会計への繰り出し金は、7 つの特別会計に繰り出され、その繰り出し総額は 2 億 3,676 万 9,289 円で、前年度対比 5.8 パーセントの増であります。繰り出し金は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業や介護保険事

業など国の制度的なものでありますので、自治体ではどうすることもできませんが、独立採算制を基調とする特別会計の本質に向けて、自主財源の確保等に、なお一層の努力を望むものでございます。

以上、決算審査の総括意見のまとめといたしまして、1 点目といたしまして、わが国の景気は緩やかに回復しつつあり、本町を取り巻く地域経済も上向いていくことが期待されています。しかし、海外景気の下振れが、わが国の景気を下押しするリスクもあり、決して楽観できる状況ではありません。過疎少子高齢化の進展等の現状から見て、町税を主とした自主財源の大幅な伸びを期待することは難しく、一方、社会福祉費や医療関係経費などの義務的な経費は、増加を続けることが見込まれるなど、非常に厳しい財政環境にあることに変わりはありません。2 点目といたしまして、各事業の推進にあたっては費用対効果を見定め、経営的観点をさらに追求するとともに、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めながら、適正な事務事業の執行をお願いするものであります。3 点目といたしまして、今後の町政運営にあたっては、阿武町の基本計画が目指す将来像を指針として、過疎少子高齢化が進む中、今後とも各種施策をこまやかに検証し、そして必要な施策を着実に推進され、町民が、わが阿武町に住んで良かったと感じ、また町のホームページ等でわが町の特色を強く発信し、空き家バンク等を活用し転入された方々と一緒になり、町民主体の町づくりが図られますよう町政の一層の発展を期待するものでございます。

次に、5 ページをお願いいたします。一般会計について少しご説明をいたします。一般会計の決算状況は、歳入総額 33 億 2,705 万 8,144 円で、前年度対比 12.6 パーセントの減。歳出総額 29 億 1,018 万 6,945 円で、前年度対比 15.3 パーセントの減でございます。歳入歳出差引額は、前年度対比 12.8 パーセント増の、4 億 1,687 万 1,199 円でございます。差引額には、翌年度繰越事業の財源として充当すべき額 7,079 万 2,335 円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は

3 億 4,607 万 8,864 円の黒字となり、前年度対比 17.5 パーセントの増となりました。

次に歳入の状況ですが、予算現額 32 億 5,213 万 4,046 円に対し、収入済み額は、33 億 2,705 万 8,144 円で、予算現額に対する収入率は 102.3 パーセントであり、前年度に比べ 3.4 パーセントの増であります。

一般会計の財源内訳は、16 ページの別表に掲載してございますが、歳入の主たる財源の地方交付税は、平成 25 年度が 17 億 4,626 万 4 千円、平成 26 年度では 16 億 7,507 万 9 千円と前年度に比べ 7,118 万 5 千円の減となっています。また、自主財源の主たる町税は、平成 25 年度は 3 億 230 万 8 千円、26 年度では 3 億 1,164 万 1 千円と、前年度に比べ 933 万 3 千円の増となっています。増の主な理由として考えられるのは、新たに入湯税を導入したほか、退職者の増による個人住民税の増、並びに製造業の増益による法人町民税の増が主なものと思われます。そうした中で、税の収納率につきましては、毎年 97 から 99 パーセントと高い水準を維持しています。また、自主財源のもうひとつとして考えられるのが、平成 21 年度より導入された、ふるさと納税制度の活用が有効かと思ひます。この制度の P R については、全国各地で色々取り組んでおられますので、工夫が大変かと思ひますが、阿武町を P R することは大事なことと思ひます。適切な、自主財源の確保を図られ、健全な行財政の運営をしていただければと思ひます。

町税や国民健康保険税、使用料及び手数料等の収入未済額の状況は 17 ページに掲載してございますが、合計の収入未済額は、平成 25 年度までは減となっていましたが、平成 26 年度はまた、増となりました。昨今の厳しい経済情勢の中ではありますが、町民負担の公平性等の観点から、債務者の経済状況を適確に把握し、未収額の徴収については大変厳しいと思ひますが、未収額が少しでも減少するよう計画的な戸別訪問、納付しやすい分納等、また限られた時間、職員で大変とは思ひますが、各課が連携を密にして、今後とも収入未済額が減少

するよう最大のご努力をお願いするものでございます。

次に、前に戻りますが、6 ページの歳出の状況ですが、予算現額 32 億 5,213 万 4,046 円に対し、支出済み額 29 億 1,018 万 6,945 円で、執行率は 89.5 パーセントでございます。また、不用額は 1 億 2,440 万 9,151 円であり、前年度に比べ 2.2 パーセントの増であります。26 年度は、翌年度繰越額が 2 億 1,753 万 7,950 円と、前年度に比べ 7,242 万 6,096 円減少しております。繰越の主な理由といたしましては、まち・ひと・しごと創生事業や災害復旧事業等でございます。歳出につきましても、限られた財源の中で、少子高齢化に対応した住民福祉に係るもの、若者や I ターン者等の受け皿となる住環境や、その他多くの生活環境基盤整備等に係るものなどの事業予算を圧迫することなく、健全な行財政の運営に真摯に取り組まれておられます。今後とも行財政の運営は、昨今の経済情勢不透明の中、大変厳しいものと予測されますが、町長以下関係各位の皆様方のご尽力によりまして、町政のなお一層の発展をお願いするものでございます。

次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、7 ページから 14 ページにかけて、阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計を始め 7 つの特別会計につきまして、私ども監査委員が決算審査を通じての意見を付しております。詳しい説明は時間の関係上省略させていただきますので、決算審査意見書をご覧くださいと思います。

また、15 ページから 17 ページにかけましては、別表といたしまして、一般会計における自主財源、依存財源の状況、そして収入未済額の状況を記しておりますので、ご覧くださいと思います。

なお、財産に関する調書等は、別冊の決算書の 273 ページ以降に記載してあります。主なものといたしまして、まず、土地及び建物については、土地が 1 万 1,210 平米の増、建物は町営住宅の増によりまして、186 平米の増、2 点目といたしまして、山林の面積の増減はございません。3 点目といたしまして、有価

証券や出資による権利に係る増減もございません。4 点目が、278 ページの基金保有高は 418 万 9 千円減の 20 億 4,844 万 5 千円。5 点目といたしまして、土地開発基金は、現金で 23 万 2 千円増の、8,021 万 1 千円、土地については、面積で、181 平米、金額で 23 万 2 千円の減でございます。6 点目といたしまして、280 ページの地方債現在高は 28 億 4,107 万円で、前年に比べ 1 億 6,886 万円の減。7 点目といたしまして、債務負担行為支出額は 26 年度末までに 6 億 2,456 万 8 千円の支出で、27 年度以降の支出額は 5,066 万 5 千円で、これの主なものとしていたしましては国営農地再編整備事業、山口北部事業の負担金でございます。これも、27 年度には完了見込みでございます。個別の詳細につきましては、別冊の決算書 273 ページ以降に記載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、平成 26 年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書の資料にもありますが、将来負担比率の状況を見ましても、町の借金であります将来負担額の地方債の将来負担額総額 30 億 4,266 万 7 千円と、貯金である充当可能財源総額 47 億 2,868 万 8 千円でありまして、実質公債費比率は、県下では下松市に次いで 2 番目に低い数値であり、誠にいいバランスで財政が運営されています。今後とも、個性の光る魅力ある阿武町を継続していただきたいと思っております。執行部の 26 年度予算執行におけるこれまでの真摯なお取り組みに対し敬意を表しますとともに、26 年度の決算審査においてご協力いただきました管理職各位をはじめ関係職員の方々に、厚くお礼を申し上げまして、誠に簡単ではございますが平成 26 年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

日程第 12 委員会付託

○議長 日程第 12、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてから議案第 8 号、平成 26 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの 8 件を会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 件については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長 本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼、お疲れさまでした。

散 会 11時30分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 長 嶺 吉 家

阿武町議会議員 小 田 達 雄